

石山寺藏 沙弥十戒威儀經平安中期角筆点

小林芳規

一、角筆点について

今般の石山寺聖教綜合調査において、石山寺一切經の中から、沙弥十戒威儀經の角筆点が見出された。平安中期の書き入れである。それは、今日までに発見された四十七点の角筆の文獻の中で、最も重要な資料の一つと考えられるものである。本稿では、その概要を報告し、角筆の文獻としての特徴に触れたい。

角筆は、象牙又は竹で作った箸の形の用具である。長さは六寸ないし八寸程度であつて、一端を筆の先の形に削り、これで文字を指し、又は文字を書き記す方便ともした。聖教や漢籍などの漢文を訓読する際に、平安時代には、白粉や朱墨を使って、その経卷の紙面に直接にヲコト点や仮名を書き加えて、所謂、訓点を施し記すことが行われたが、それとは別に、この角筆を以て訓点を書き記すこともあつた。角筆を以て書き記されたヲコト点や仮名や反切の漢字などを「角筆点」と呼ぶ。訓点を施し記した文獻を訓点資料と称するように、角筆点を直接に紙面に施し記した文獻を角筆点資料と称する。角筆点資料とは、従つて古写本や古刊本が主となるが、特にこれを国語学の研究資料として扱う立場から呼称したものである。

角筆で書かれた文字は、白粉や朱墨の文字が毛筆を以て書かれ色彩に訴えて読む人の目に映るのとは異なり、紙面を直接に傷つけ凹ませることによつて、恰も裁縫のへらで布に跡を付けるように、ヲコト点や仮名などを書(掻)き

記したものである。従って、目立ち難いから、その用途は、毛筆が通常の筆記具となってからは自ら限定されていたらしく、メモ的な、漢文の訓点や私的な文書、又は落書や人目を忍ぶ恋文などに、その使用例が残っているのは尤もなことである。又、角筆で書かれた文献は、長年月の間にはその凹みの跡も消えかかっているので、昔人が毛筆以外の用具を以て文字を書いたという事に思いも及ばなかった現代人に、今まで看過されて来たのは無理からぬことであつた。

角筆で書かれた文献の実物は、昭和五十年九月現在までの十年余の間に四十七点が発見されるに至つた。その最古の文献は、九世紀初頭のものであつて、石山寺藏大乘阿毗達摩雜集論卷第十六であり、次いで京都興聖尼寺藏大唐西域記卷第一がある。石山寺藏大乘阿毗達摩雜集論卷第十六は、墨書で天平勝宝四年(七五二)十一月に大鹿石別が書写した漢文の行間に、角筆を以て句切を施し、所々に訓読を示す万葉仮名を書き入れている。未だヲト点を用いず句切・万葉仮名だけで訓読を示している状況から考へて平安極初頭期の書き入れと見られる。次いで、興聖尼寺藏大唐西域記卷第一は、墨書で延暦四年(七八五)七月に僧蓮慶が書写した漢文の行間などに、角筆を以てその訓読を示す万葉仮名・漢字やヲト点を書き入れたものである。ヲト点は星点のみの粗笨な形式であることなどから、平安初頭期、雑集論の角筆点に次いで、これに近い頃の書き入れと見られる。³⁾

以後、平安中期を中心に平安時代の聖教と漢籍との漢文に、角筆を以て、訓点を書き記した文献が現存する。角筆を用いることは、鎌倉時代以降も一部には形式的に伝えられたらしく、室町・江戸時代にもその文献が散見する。最も新しい文献は、江戸末期のものである。醍醐寺藏の妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第二十五、卷八の、文化六年(一八〇九)夷則に尾陽東海山杜多某甲が墨書で書写した経文の行間に、角筆を以て、平仮名などで訓読を示すために書き入れたものである。

その大部分は、漢文の訓点を角筆を以て書き記した文献であり、墨書の漢文に対して、その読み方を示すために、

附随的に角筆の文字が書かれている。しかも朱点や白点と、いわば同居している場合が多い。角筆の文字が発見される段階としては、当初、訓点資料の探索調査を目的として、朱点や白点に注目している間に、同居して書かれていた角筆点のことに気づいたわけであって、第一段階に当る。訓点を凹みによって示すという書記方法の存在を知ると、第二段階として、朱点や白点と同居しない、角筆点だけを書き入れた訓点資料も発見され始めた。それは一見して漢文の白文だけの文献と映り、従来、訓点資料とは気づかれずに見逃されて来たものである。この種の文献で今日までに発見されたのは次の六点である。

- 1、石山寺藏沙弥十戒威儀经平安中期角筆点
- 2、石山寺藏漢書高帝紀下平安中期(天曆頃)角筆点
- 3、石山寺藏仏説不増不減经平安中期角筆点
- 4、石山寺藏成唯識論卷十(跋文)寛仁四年(一〇二〇)角筆点
- 5、高山寺藏四分律刪補隨機羯磨疏卷三上(宋版)鎌倉初期角筆点
- 6、高山寺藏四分律含注戒本疏行宋記(宋版)、等、鎌倉初期角筆点

この内、純粹に角筆点だけであるのは、1沙弥十戒威儀经平安中期点のみである。2〜6は子細に見ると、白、朱点、句点にはあつたり、同本の他巻には加点されていたり、極めて少量は偏在していたりする。本稿で取り上げる沙弥十戒威儀经は、この第二段階の文献中の最古であるばかりでなく、最も純粹に角筆点だけの資料として注目されるのである。

角筆で書かれた文献の第三段階のものとしては、墨書の漢文に附随するのではなく、訓点とは無関係に、角筆の凹みによって文字や図絵を書いた文献がある。角筆として独立した文献である。実物としては今日までに二点が発見された。一つは、西大寺藏金光明最勝王经天文二年(一五三三)墨書写本の折本十帖の茶表紙とその見返白紙との上

に、經文とは無關係に、「升屋菊ヨリ」「よしは、あかの真明さま」などと、角筆で書かれた文字と、卑猥な絵とである。二つは、西大寺藏文殊講伽陀高洞江戸初期墨書写本の折紙一紙の紙背白地や余白などに、角筆を以て「西大寺仙尊之」などと書かれた文字である。これは、小野篁（八〇二—八五二）を題材とした作り物語『篁物語』（成立は第一部が十一世紀初頭から余り下らぬ時代とされるが、諸説がある）の冒頭に、学生だがしよった篁が漢籍を教えていた異母妹への恋文を「かくひち」で書いたとし、その文章と恋歌とが載っている所と併せると、興味深いものである。凡そ、白紙に角筆だけで文字を書いても、毛筆の場合と異なつて、一見何も書いてない白地と誤認され易いであろうから、そのようなものが白紙のまままで今日に残存する可能性は極めて小さく、墨書と何らかの形で共存する場合に、その墨書が保存されることに伴つて角筆の文字も伝えられるのが自然であらう。

石山寺藏沙弥十戒威儀經の角筆点は、右に述べたように、第二段階の文献中、最古の純粋な資料として先ず注目される。その上に、仮名やヲコト点極めて詳細に丁寧に施されている。角筆点は一般に、長年月の間に凹みが薄くなつて今日からは読解し難いものも少くないが、沙弥十戒威儀經の角筆点は、比較的に明瞭であつて、見方を習得すれば、全文を忠実に復元することが出来る。そこで訓下し文をこの度作成して、その言語を考察した所、従来の平安中期の漢文訓読語の知見に対して新しい材料を提供することが分ると共に、角筆点の特性の一端が知られるに至つた。ここに、本稿でこの文献を取上げた意味がある。

二、石山寺藏沙弥十戒威儀經について

石山寺藏沙弥十戒威儀經は、石山寺一切經四千六百余卷の中の一帖であつて、今回の整理で、第五十七函第四十三号とされたものである。（箱は建武二年以前製作の旧經函である）この五十七函には根本説一切有部百一羯磨卷第一（第一号）から根本薩婆多部律撰（第五十八号）までの五十八帖を取める。この沙弥十戒威儀經の前後には、四分

比丘戒本、五分比丘尼戒本、沙弥尼離戒文、沙弥尼戒經、優婆塞五戒威儀經、犯戒報應輕重經が並んでいる。

この五十三号沙弥十戒威儀經の体裁は、他の一切經と同じく、卷子本を改装（江戸時代天明修補の際）して折本に仕立ててあり、その際、新装の朱雲ツナギ龍文表紙（縦二四・二寸、横八・四寸）を附してある。料紙は斐交り楮紙で、一紙は二十七行、一紙長は五二・九寸、一行十七字で、折本の一頁に四行を収め、墨界を施し、界高二〇・七五寸、界幅一・九寸である。

外題に「沙弥威儀經」とあり、同じ題を、見返にも旧卷子本から切取って貼附している。本文は、墨書で、内題「沙弥十戒法并威儀一卷」に始まり、尾題「沙弥法戒并威儀一卷」に終る五五〇行である。奥書・識語はない。墨書本文の書写は、筆跡から見て、平安中期（延喜—天曆頃）と考えられる。本文には所々に白書・朱書の校合がある。この本文に対して、角筆の訓点が、巻首から二六六行までに、極めて詳密に施されている。角筆の識語は見当たらないが、角筆点を書き入れた時期は、ヲコト点が乙点図であることと、国語音のア行の衣とヤ行の江とが使い分けられていることから、平安中期の内、天曆（元年が九四七）以前であると考えられる。

沙弥十戒法并威儀は、著者東晋の失訳とされ、求那跋摩訳の沙弥威儀を増補したものかという（仏書解説大辞典）。その内容は、沙弥の守るべき十戒の法と威儀とを説いたものである。先ず、沙弥十戒法は、初めに沙弥の受戒式を明らかにし、第二に不殺生から不捉持生像金銀宝物に至る十戒の相を略述し、第三に仏が広く沙弥の為に十戒を制することを明らかにしている。次に、沙弥威儀は、師教沙弥五事から誦經行十事に至る、八十八威儀を総計五百八十条に分けて記したものである。

この經文を、東大寺僧法進が注釈した「沙弥十戒并威儀經疏」五巻が、伝わっている。日本大藏經小乘律章所収本には、高雄山槇尾本と唐招提寺本との奥書を示し、法進自らの奥書を次のように載せている。

天平宝字五年二月一日起首撰此經疏。至三四月十五日都畢。有遇斯本幸垂隨喜。請広伝写。普共流通。饒

益有縁。无令断絶。若義有疏拙不応教文者。幸請後代高明大徳。神筆改之。貴在周円勿生形跡也。
 天平宝字五年十月十五日。随賀往保良宮。住国昌寺。二十三日進白為弟子。東大寺僧慧山。元興寺僧聖一。
 山田寺僧行潜略読一遍。至十二月十七日了。故記時也。
 奈良時代における、本經の読誦の一端が窺われる。

沙弥十戒并威儀經の訓点本で、本文献以前に現存するものは未だ知らないが、その訓読は本文献以前から存したことも考えられるのである。

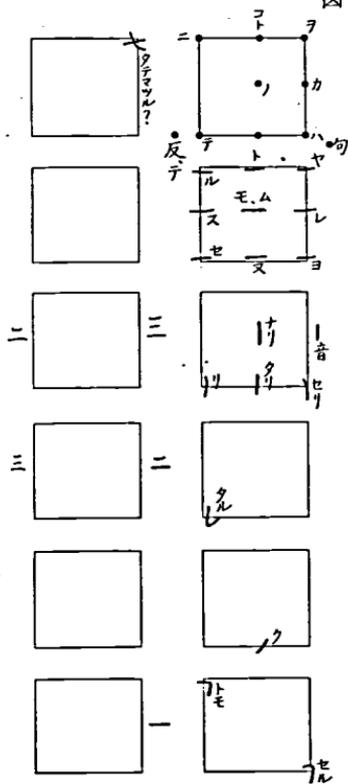
三、角筆点のヲコト点と仮名字体

ここでは、表記に関して、角筆点のヲコト点と仮名字体を帰納し、これについて考察し、ヲコト点の系統と角筆仮名の性格について述べる。

一、ヲコト点

角筆点のヲコト点は、第一図のように帰納せられる。

第一図



この点法は乙点図に当る。乙点図は、中田祝夫博士の仮称せられたものであって、博士は、

乙点図は既述のごとく、点図集に逸名されてゐて、従来の学者の注意をひいてゐないものである。また点本にもこのものがないために、ますます誤写が甚しくなつて行つたものである。

と説かれた上、蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点(石山寺藏、憐照加点)に合致することを指摘された。次いで、築島裕博士は、東山御文庫藏周易抄古点と、石山寺旧藏(東京教育大学現藏)金剛頂瑜伽修習毗盧遮那三摩地法天曆三年点(乙点図であることを指摘せられた。)

その後、筆者は、乙点図の訓点資料を石山寺経藏と東寺金剛藏から見出した。管見に入つたのは次の文献である。

- 1、金剛頂瑜伽中略出念誦經^{卷一}三三四 四卷 角筆点寛平—延喜頃加点(白点は叡山点) 石山寺藏
- 2、息災護摩次第私記 一帖 承平七年頃朱点 石山寺藏
- 3、聖閻曼德迦大神験念誦法 一帖 平安中期白点 石山寺藏
- 4、蘇悉地經卷上 一帖 平安中期朱点(石山寺一切經三三函六〇号) 石山寺藏
- 5、蘇悉地經卷上 一帖 平安中期朱点(石山寺一切經附一四六号) 石山寺藏
- 6、仏説報恩經 六帖 平安中期角筆点・白点(石山寺一切經三二函二九—三四号) 石山寺藏
- 7、守護国界主陀羅尼經 十卷 平安中期末白点⁽¹⁰⁾ 石山寺藏
- 8、胎藏秘密略大軌本末二卷、胎藏略述一卷 平安中期朱点(宇多法皇加点か) 東寺金剛藏

これによると、乙点図は平安中期に限られているようであつて、最も古いのは蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点で、最下限は右掲の7であるが、年代の判明する所では、天曆以前の平安中期前半が多い。加点者の素性が判るものは、天台宗比叡山の憐照、仁和寺の宇多法皇(天台宗と関係あり)、仁和寺寛忠である。内容から見て素性の推定されるものに金剛頂瑜伽中略出念誦經がある。この経には角筆点とは別に、それより後から白点と朱点とが加えられている。白・朱

第二図

字種	ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
や	ホ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ	
い	ロ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ	
う	キ	リ	わ	み	ひ	ち	し	き	い	ハ	イ
て	な	わ	り	み	む	ち	し	き	い	ハ	イ
て		り	り	三	じ	ち	し	き	い	ハ	イ
有		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ス	ク	ウ	う	う
		ろ	ゆ	え	ふ	ぬ	す	く	う	う	う
		ろ	田	ん	ふ	ぬ	す	く	う	う	う
以	テ	エ	レ	江	メ	ヘ	ネ	セ	ケ	衣	衣
以	物	ち	れ	は	め	へ	ね	せ	け	衣	衣
		ち	れ	は	め	へ	ね	せ	け	衣	衣
可	時	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ソ	コ	オ	オ
可	時	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ソ	コ	オ	オ
	時	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ソ	コ	オ	オ
	時	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ソ	コ	オ	オ
	時	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ソ	コ	オ	オ

点ともフコト点法は点図集にいう「叡山々本」とある点法である。俗に叡山点と呼ばれる。築島博士は「その名称の通りに天台宗所用の点」かとされる。この経そのものが天台宗の經典であるという。蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点と時を接する、金剛頂瑜伽中略出念誦經が、全く同じ乙点図であることは、乙点図が叡山に出自を持ち、叡山に係りのあることを一層強く考えさせるものである。乙点図は、寛忠に至って仁和寺真言宗にも流用されるが、それは説かれる如く、天台宗比叡山から仁和寺（草創期は天台宗）に伝えられたと見るべきであって、沙弥十戒威儀經の角筆点には、その時期から見て、天台宗叡山と関係があると考えられる。仮名字体の内の省画体や字音表記が、寛平八年点に通ずることなどもその傍証となるであろう。

二、仮名字体

角筆点の仮名字体は、第二図のように帰納せられる。一見して、女手を主体としていることが印象的である。しかし子細に眺めると、省画体も含まれている。そこで四十八の音節について、女手と省画体との使いさまを調べると次のようになる。

a、女手のみが使われている音節……………31

イウ衣オキケコサンセソチテニスノヘホムメ
モユ江ヨラルレロキエヲ

b、女手も省画体も交用する音節……………14

クストトナネハヒフマミヤリワ

c、省画体のみが使われる音節 …… 3

アカタ

この内、2の交用の実情を分析すると、使用量が女手に偏っていて、省画体の例が少い「ふ・ま・み・も・や」などがある。この事を考慮に入れるならば、この角筆点の仮名字体は女手が主調になっているといえよう。

(一) 省画体の仮名字体

次に、省画体の仮名字体を見ると、「テ」(マ)、(ヤ)、のように珍しい字体のあることに気づく。これらは平安中期の訓点資料でも珍しい字体であって、ヲト点に乙点図を使う点本に共通して見られる字体であった。乙点図を使う訓点資料の仮名字体が、諸資料間で殆ど一致していること、それは既にこの系統に師資相承の風潮が生じた反映であろうということ、については別稿に指摘した¹³⁾。中でも、「寸」(ス)、(テ)、(マ)、(ヤ)、「ら」(ラ)が特徴的であるとしたが、この沙弥十戒威儀經角筆点でもこの字体を用いて一致する。他の省画体も「オ」(ク)、「ニ」(ト)、「ヒ」(三)など一致度が高い。このことは、角筆点における、ヲト点と省画体との使用環境が、他の乙点図を使用するものと同じ環境にあることを示すと考えられる。

(二) 女手の字母・字体

女手の字母を見ると、原則として一音節に一字母であって(一音節二字母は「以伊」「き支」「仁か」「末万」「乎遠」)、しかもその字母は現行平仮名の字母に通ずる。同様の字母を持つものに、平安中期の物語・消息などの実用の仮名文がある。今、土左日記の青箱書屋本の仮名字母字体と比較すると、第三図のようになる。

(青箱書屋本は池田亀鑑博士の整理された結果による。各欄上段が青箱書屋本の字体と使用数、下段が沙弥十戒威儀經角筆点の女子字体)

この表から次の事が分る。

- 1、全体として兩文獻の、女手の字母がよく一致する。角筆点の女手は、青谿書屋本に殆ど撰せられる。大きな相違は、「サ」と角筆点の「𠄎」であるが、角筆点の「𠄎」は、偶々土左日記青谿書屋本には現れないが、平安中期の虚空蔵菩薩念誦次第紙背仮名消息や醍醐寺五重塔天井板落書には現れている。「𠄎」も前者の消息にある。
- 2、字母として、訓点資料には現れ難いが仮名文には普通に用いる「𠄎」(ス)、𠄎(ヲ)が角筆点にも用いられている。
- 3、字体は、草体から独立した略草の字体になっているものがある。「𠄎」「𠄎」「𠄎」「𠄎」「𠄎」「𠄎」などがそうであって、兩文獻に共通している。
- 4、字体の中には、全体的に角筆点の方が古体(草体に近い)を示すものがある。これには青谿書屋本が少くとも二度

の転写を經ているために後世の字形の影響がある(一字踊字に著しく現れている)ことも考慮しなければならない。角筆点の字体の方が、当時の平仮名の消息などの字体に合うものもあって、むしろ角筆点の女手の字体が、当時の女手の実情をよく反映しているとも見られるのである。

以上を総合すると、沙弥十戒威儀經の角筆点の仮名は、当時の女手を用いており、これを主調としていることが分つた。さすれば、この角筆点は天曆以前における女手、即ち平仮名の実物を、直接に、多量に提供することになる。天曆以前の平仮名の資料が少なく、現存している消息なども仮名の量が少かったり、土左日記のように臨摹であったりする現状では、平仮名研究の好資料となるのである。次に、平安中期の仏書の訓点において、女手を主調として加点することは珍しい事柄である。他には唯一つ、同じく石山寺藏求聞持法応和頃点の仮名が女手本位であることが知られている(「𠄎」「𠄎」などを用いるのも一例である)が、実はこれも角筆点で先ず加点したものであり、後からその上を墨書で忠実になぞったことが判明した。してみると、聖教の訓点仮名に女手を主調として加点することと角筆を以て加点することとの間に密接な関係が考えられる。そこに角筆点の表記上の特質があると思われる。

3、ワ行のワ・キ・エ
 「ワ」惜^{ワシメ} 214 斧^{ツル} 48 飯^{フヘ}已^{マテ} 95 已^{フヘ} 138 飯^{フヘナク}畢^{マテ} 193 竟^{フヘ} 4 畢^{フヘ}竟^{マテ} 221 竟^{フヘ} 257 未^{フヘ}訖^{マテ} 215

「エ」「ヘ」と「エ」の區別を亂した例が、平安中期の文献に指摘されているが、この角筆点は総て區別されて古用に叶っている。

〔ワ〕令^ヨ燥^{カクカ} 142 燥^{カクカ} 197

〔キ〕行^イ 243 起住^キ 114 須^{モトキキ} 75 以^ヨ 35 用^キ 83 用^キ 263 (幃帳 34)

〔エ〕所以^ソ 102 是故^ソ 106 故^{コトナラハ} 100 (穢宝 36)

4、ハ行音 (語中語尾)

ハ行転呼音となった例が、特定語には平安初期から既に知られるが、この角筆点には一例もない。

〔ハ〕言^イ 200 謂^{イハフ} 104 飯^{イハ} 194 欲^{オン} 26 184 200 263 欲^{オン} 98 一^ン 32 一^{モハラ} 34 畢^{フヘ} 193 竟^{フヘ} 4 畢^{フヘ}竟^{マテ} 221 已^{フヘ} 95 已^{フヘ} 138

〔ヒ〕浣濯^{フヒス} 73 飯^{イヒ} 180 菩^{イヒ} 72 言調^{イヒンテソ} 41 疑^{ウタカヒ} 73 残^{ソコナヒ} 52 兩^{ナカヒ} 47 設^{オトヒ} 98 106 128 171 249 排^{フツヒ} 136 排^{フツヒ} 243 採^ヒ 171

〔フ〕淨^{アラソフ} 47 淨^{アラソヒ} 209 罵^{イフ} 112 言^{イフ} 45 言^{イフ} 124 有^{ヘトイフ} 86 靡^{イラコトナレ} 53 為^{イフ} 126 130 欲^{オヒ} 189 乞^{コラフ} 92 暮^{ユラケレ} 130 假^カ 152

〔ヘ〕澡^イ 163 228 234 235 洗^イ 235 酒舍^イ 52 舍^イ 226 失^{ウシナ} 111 念^イ 28 耕犁^{クハシ} 63 易^カ 133 236 易^カ 220 反^カ 103 隨^イ 160 212 妙^イ 105

出家^イ 7 誓^{チカ} 30 拭^{ヌグ} 122 問^イ 189 攻伐^{ウツ} 69 竟^{フヘ} 257 未竟^{フヘ} 215

〔ホ〕蔽^{オホフ} 35 覆^{オホフ} 140 直^{ナホキ} 97 直^{ナホキ} 27 直^{ナホキ} 247

5、「ウスクマル」の仮名遣

倨^{ウスクマル} 157 蹲^{ウスクマル} 237

「ウスクマル」の仮名を付した例が二例ある。共に「ズ」であつて「ヅ」ではない。この仮名遣は『疑問仮名遣』で「ヅ」とされて以来、「ズ」か「ヅ」か不定であつたが、平安初期中期の訓点の用例によつて「ス」に確定した。本資

料もそれに加わるものである。

以上の1~5の仮名遣は、この角筆点为天曆以前の古用に合っていることを示すものである。

6、音便

音便は、イ音便・ウ音便・撥音便・促音便のいずれも既に用いられている。しかし非音便形もある。(一)内に示す)

〔イ音便〕 却^{クツク} 163 串^{ツラナ} 170 (牽^{ヒキナ} 125・曳^{ヒキ} 251・澆^{シヤウ} 239)

〔ウ音便〕 頭^{カウ} 124 白^{シラ} 213 徐^{ジョ} 181 (先^{セン} 162は誤字を抹消したもの) (徐^{ジョ} 46)

〔撥音便〕 〔m〕 慎^{シン} 31 誓^{セキ} 179 卿^{オン} 101 102 汝^ニ 128 (踏^{フミ} 241)

〔n〕 飯畢^{フナハ} 193

〔促音便〕 偈^{クワ} 157 反^{カヘ} 103 先^{マテ} 153 起^{オキ} 131 止^{トメ} 117 已^{マデ} 95 畢竟^{フハテ} 221 (擊^{ウチ} 229 挑^{ウチ} 243 捉^{トリ} 136 撮^{トリ} 242 放^{ウチ} 57)

讓^{ニラシ} 185)

〔ハ行の音便〕 a、 濟^{スツ} 28 抖擻^{アケ} 259 蔽^{オホ} 35 振^{フル} 221 拭^{ノグ} 142 186 澆^{アラフ} 247 拭^{ノグ} 144 173 257

b、 洗^ア 133 142 呼^ヨ 212

ウ音便には活用語の例が見当らない。(ハ行の音便については後述)。撥音便には「ん」で表記するものと、「ヲハナバ」のように零表記のものとがある。土左日記青箱書屋本の「よんだる」(詠)と「ししこ」(死にし子)とに徴すれば、「ん」表記は音価m、零表記は音価nの音便と考えられる。促音便の内、「反」のように語幹が仮名書で「て」がヲコト点で表されたものは、活用語尾を省記したとも考えられるが、「ウスクマテ」のように「テ」まで仮名書の例もあり、非音便形には「捉」のように活用語尾を表記してあるので、音便の零表記と考えられる。タ行・ラ行四段動詞の連用形の例ばかりである。以上の音便は平安中期の他の訓点資料にも見られるものであるが、問題はハ行の音

便である。

ハ行四段活用の連用形が助詞「テ」に続いた形は、この文献では、「挑」の別訓として左傍に記された「ハラヒ(て)」を除くと、総て連用形の原形「ヒ」を持つていない。a「フ」表記かb零表記かである。b零表記は、促音便や撥音便nを零表記していることと併せ考えると、これと同音と認めたか又は近い音と認めたものであろう。従つて現行の音便の類型に嵌め込むならば、舌内の促音的な音となろう。a「フ」表記が、bと同音を表す(アラフテ・アラテと同一語に両形がある)とすれば、促音的な音となる。bとは異なる音便とすれば、現行の音便の類型に嵌め込むとウ音便となる。しかしこの文献ではウ音便は「ウ」で表記される上に、仮名遣として「フ」と「ウ」との混用が他には全くない。時期から見てハ行転呼が一般化したとは考え難いのである。築島裕博士は、大慈恩寺三藏法師伝古点を中心にし平安後半期の資料に拠つて、「フ」表記を、*f* *ue* *yo* のように「の脱落と見る方が可能性が大きいとされた。音便の類型に嵌め込むならば促音便に属することになる。本文献の「フ」表記は、この方向で考えるとき期の上からも解釈が出来る。しかもb零表記との関係も理解し易いのである。

ここに新しい問題が起る。ハ行四段動詞音便のフ表記は、比較的後のものに優勢となつて来るとされることであつて、築島博士の挙例では、大般涅槃經一〇二四年点の「吸」が最も古いことである。沙弥十戒威儀經角筆点のフ表記は、これよりも百年程遡る。確かに、朱点・白点・墨点などでは平安中期の訓点資料にフ表記は管見でも見出し難い。然るに角筆点の場合には平安中期点に現れている。他の文献から例示する。

一切如来各面(ムカヒト) 告(ツケ) 如是言(コトヲイフ) (石山寺藏金剛頂瑜伽中略出經平安中期(寛平—延喜頃)点)
隨(ツグ) 在一(イツニ) 処(トコロ) (石山寺藏求聞持法応和頃点、角筆点・朱点)

前者の例が、白点は「シタカヒテ」と非音便形であるのと対比すると興味深い。これは、平安中期におけるフ表記が角筆による加点と関係のあることを考えさせるものである。

7、長母音

乾^{カシヤク}決^{ケツ}湖^コ池^チ堰^{セキ}塞^{サイ}流^{リウ}瀆^{トク}(97)

文意は、自然の沼や池の水を干したり決壊したりして魚を採ることを戒めている所である。「ホシ」の下の「イ」は「シ」の長音化したものの反映であろう。新撰字鏡の「鈎^{コウ}知^チ伊^イ」(巻六)や漢書楊雄伝天曆二年点の「覽^{ラン}」と同趣のものであろう。但しここは二音節の語である。

8、母音交替

不^フ貪^{ケン}(97) 稍^{スウ}(94)

前者はo↓u、後者はu↓aの交替例である。「んサフラ」は知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点に「叨^トムサフ^フリテ」(92)とあるが、「スコフラ」の他例は未だ管見に入らない。

9、「ん」表記

平安中期の訓点資料には「无・ん」を仮名として用いたものがある。この角筆点にも「ん」が多く用いられているが、ヨニには他の仮名は使われず、一方ヨは「毛」が用いられている。「ん」は次の場合に使われる。

- (イ) 撥音便の内mの音便(前述)
- (ロ) 漢字音のm音尾(後述)
- (ハ) 漢字音のn「旱^{カン}澇^{ニョウ}」の一例(後述)
- (ニ) 漢字音「某甲^{カチ}」(4)、「博^{ハク}質^{シツ}」(94 183)
- (ホ) 助動詞「む」(m)
- (ヘ) 国語音の「む」を期待する所に用いる
- (ニ) 国語音の「も」を期待する所に用いる

助動詞「む」は、ヲコト点と仮名とで表されるが、仮名の場合は総て「ん」で表される。(例は抄出)

得^{シメント} 30 晚^{クレン} 92 授^{サツケン} 104 失^{ワシヤクラン} 111

(イ) (ロ) (ハ) と (ニ) の「ん」の音価は m と考へて差支えなさそうである。問題は (ハ) と (ロ) である。全例を挙げる。

(ハ) 聚^ム 244 欺^{アハラクヒト} 32 傷^{イタルヒト} 31 不^ム 37 汲^{クム} 227 住^{ト、ムルヒト} 250 棄^{スツクンルヒト} 262 使^{シムルヒト} 138

(ロ) 一^ム 32 徒^{トムカラ} 78 俱^{トムヒ} 95 故^{ムト} 202 258 下^{シム} 261 乏^{トムシキ} 28 調^{ムツクフヒト} 41 欲^{オンヘン} 98 欲^{オンヘン} 74 欲^{オンヘン} 200 持^{オンツ} 88 89 243 254 持^{オンツレ} 246 持^{オンツレ} 10

持^{ムツクフヒト} 72 持^{ムツクフヒト} 137 持^{ムツクフヒト} 146 為^{ナヒヤルヒト} 98

(ロ) に属する語で「モ」でも表したものの。一^モ 34 須^{モトキキ} 75 持^{オモヒテヒト} 159 在^{トモ} 48 欲^{オモヒ、} 184 263)

(ロ) は mu→mo の母音交替と見るのが普通である。しかしモの音節に「モ」を用いたのは右に掲げた四語の他には、「趣^{オモヒヤク}」(78)一語だけであるから、モの音節は殆ど一様に母音交替をしたことになる。これは、他音節の母音交替が特定語か一部であるのに比べると極めて違例である。子音 m の唇音が、円唇性の後舌母音 u・o と似ることによるのかも知れない。一方、(ハ) も (ロ) も同音であつて、(イ) (ロ) (ハ) と同じく m であつて、母音を伴わない閉音節であるという解釈がある。これは全例を統一的に説きうるという利点があるが、同一語に「ん」と「モ」と両表記のあることなど尚、考えねばならぬ問題がある。

二、漢字音

漢字音は、吳音系を主とするが、まゝ漢音と見られるものが認められる。

貞潔^{アインケツ} 43 田畝^{テンコ} 63 博食^{ハクシキ} 67

漢字音の表記は、類音の漢字によるものと、仮名書との二種類があるが、字典による反切をその表記のままに附したものはない。類音の漢字は次のものである。

馳騁^{チシュ} 56 山沢^{サンタク} 63 習弄^{シツリョウ} 55 習弄^{シツリョウ} 60 博塞^{ハクサイ} 60 博食^{ハクシキ} 67 禽獸^{オンジュウ} 56 書疏^{ショソ} 73 耶僻^{ヤヒク} 78 琴瑟^{シンシキ} 62 設信^{セツシン} 45

1、三内撥音尾

唇子音の内、三内撥音尾は、唇内(m)は「ん」、舌内(n)は「ニ」と零表記、喉内(ㄱ)は「ウ」で表されるのが普通である。

〔唇内 m〕 犯 ^{ハムスル} 21 犯 ^{ハムスル} 31 禽獸 ^{オンジュ} 56 占相 ^{タンシヤ} 66

〔舌内 n〕 (ニ) 温訟 ^{ウンソウ} 25 運行 ^{ウンギョウ} 105 旱澇 ^{カンラウ} 67 珍玩 ^{チンワン} 34 槃 ^{ハニ} 260 草糞 ^{ソウフン} 242 販売 ^{ハニバイ} 33 64 飯 ^{ハニス} 91 95 飯 ^{ハニセヒ} 115 半飯 ^{ハンハニ} 181

焚燒 ^{ハンシヤウ} 42 (焚)燒 ^{ハンニ} 57

(零表記) 運持 ^{ウンチ} 131 禁閉 ^{キンペイ} 40 脂粉 ^{シロコ} 41 存 ^{ソン} 32 彈射 ^{タンシヤク} 56 (射)は朱書補入)

〔喉内 ㄱ〕 穀糧 ^{コクリヤウ} 35 禍殃 ^{カワヤク} 53

これらはその方式による例であるが、その他に注意すべきものがある。

〔n〕 問訊 ^{モンシン} 208 転易 ^{テンイ} 246

〔ㄱ〕 習弄 ^{シヨウリョウ} 55 習弄 ^{シヨウリョウ} 60

「訊」は臻撰震韻であり、「転」は山撰彌韻の字であるから、共に「―ニ」と表すのが、本文献の舌内撥音尾の表記には合う。これを表記した「ん」は、既述のようにm音かマ行音(m・n・e・o)を表記する仮名であるから、この二例は撥音尾の錯誤の例となる。mとnの違いを表記上区別することは一般には平安時代には保たれているが、個別的には平安初期の点本にもある。⁽²⁰⁾

次に、「習弄」の「弄」は送韻の字でリ音であるのに、類音字の「呂」は遇韻の無韻字であり、これを宛てている。喉内撥音の韻尾を零表記にすることは仮名の場合には平安初期にも例があるが、類音字であることが注意される。

尚「ん」をu音で終る字音に用いた「旱澇」(67)一例がある。「澇」は效撰の字であるから無韻尾である。mとuとは調音点が近く、耳で聞いて誤ることがありえたのであろう。

2、三内入声

三内入声は、唇内 (k) が「ク」、舌内 (t) が「チ」、喉内 (p) が「フ」で表される。

〔唇内 k〕 違逆 22 穀糧 38 藝濁 79 六畜 55 畜養 55 貯畜 35 僕使 33 疫 68 欲取 224 酪蘇 179

〔舌内 t〕 貞潔 43 乞求 74 両舌 45 帥 69 察視 73 (「サチ」は視字に加う) 優劣 69

〔喉内 p〕 給 97 窮乏 37 濕 238 灑 241 習弄 55 草葉 264

唇内入声は、他に一例「俗服」(8)がある。「ク」の誤脱か、零表記か、誤聴か詳かでない。

三内撥音尾と三内入声の表記を、ムニウとクチフで表すことは、聖語蔵の央掘魔羅經や阿毗達摩雜集論など平安初期の点本に見られるが、平安中期では乙点図の点本に共通する表記のようである。

3、拗音

開拗音が見られるが、その表記は、仮名では一つの直音にするか、類音字かで表すのが普通である。特にサ行に多い。

高床 34 聖 77 蔵積 36 誦經 23 宗 77 聚落 202 温訟 (訟) の母音交替であろう)

しかし、カ行・タ行やラ行もそうである。

違逆 22 藝濁 79 歴数 66

類音字による表記は、

傷害 25 蔵積 36 書疏 73 蠕動 27 禽獸 57 耶僻 78 馳騁 56 山沢 63

であるが、「博食」(6)も漢音「シヨク」を直音に表記したものであろう。「ヤ」「ヨ」の表記は僅かに、「栲蒲」(60)、「敬」(108)の二例に過ぎない。

開拗音の仮名表記は平安初期からあり、ヤ行表記も平安初期に見られるが、平安中期の十世紀には多くなり、一方直音表記は、和文系文献や和名抄などに多く見られるが、訓点資料では比較的少いとされる。平安中期で直音表記を

用いた文献に、石山寺藏求聞持法応和頃点があり、「日蝕」「蝕」という表記であって本文献と共通する。求聞持法
 応和頃点も角筆点であり、女手使用の文献であった。直音表記が和文系文献の表記上の特徴であるならば、沙弥十戒
 威儀經の角筆点が、女手を用いていることと直音表記本位であることとの間に密接な関係があると思われる。但し、
 石山寺藏守護国界主陀羅尼經平安中期点も直音の仮名表記(冠・活・勅など)が類音字のみであることが報告されて
 いる。これは角筆点ではないが、乙点図であり、その用語に助動詞「ベイ」や補助動詞「ハベリ」という和文系文献
 の用語が少からず使われており注意されるものである。

4、長音

屠児トヨ

国語の単音節語の発音が長音化する傾向にあり、平安初期以前から例のあることは良く知られる。本文献の国語音二
 音節語「ホシイ」(乾)の例は先に述べたが、漢字音にも認められた。これは、新撰字鏡の「餓儀古於反」、漢書楊雄伝天
 曆二年点の「徂ツオ落」「儲トオ」と類例であり、土左日記の「とうそ(屠蘇)」にも通じよう。

尚、略音かと思われる、「トハツセツ筮」(66)があるが、一例のみであり、省記や誤脱とも考えられて確かではない。

5、所謂百姓読

嗜酒チウ

「嗜」は歯音禪母三等の字であるから「シ」の仮名が欲しい。一方、旁の「着」は牙音群母三等であって、この角
 筆点でも「着年」(75)とある。「嗜」は、この旁の音に引かれて誤ったものであろう。

偷盜チウ 偷盜チウ

「偷」は舌音次清一等、透母字である。観智院本類聚名義抄に「偷、音殺……未チウ」(仏上一六)とあるのによって、
 32行の「チウ」は分るが、「キウ」の仮名が分り難い。講義を聞く間に、t-kを聞き誤ったものでもあろうか。

この種の理解し難い字音の仮名に、次のようなものがある。

貯トク二フク畜シユ35 螺シロ飛トビ27 推スイ歩フ 66 箏シウ笛フエ62 販ヘン売バイ33 64

角筆ではあるが、仮名の読み方には間違いないつもりである。

6、声点符

声点符かと疑われる三例がある。

窮クウ乏ハツ 37 貯トク二フク畜シユ35 一イツ圭ケイ合カフ銖シュツ両リウ32

「乏」には入声の位置に、「貯」も入声の位置に、「圭合銖」には上声の位置に「一」がある。「貯」は、「貯」が遇撰去声字であるから、仮名は前項に掲げたように不審のものであるが、「トク」の仮名からすると喉内入声字と見立てたのもあろうか。「圭・合・銖・両」共に量目の単位である。「合」「銖」を上声とするのも不審である。このように疑問が残るのであるが、目下声点符以外には考えようがない。「一」を声点符に使うことは、鎌倉時代に、古語拾遺・日本書紀の古訓や親鸞の加点点には見られるが、それ以外には例が少い。平安時代には、角筆点に限って声点符にこの符号が見られる。石山寺藏漢書高帝紀下平安中期点、岩崎文庫藏古文尚書延喜頃点、同毛詩平安中期点、漢書楊雄伝天曆二年点、石山寺藏大聖歡喜天法平安中期点の角筆点に用いられている。いずれも平安中期であり、角筆点の表記上の一特性と見られる。丸でなく一本線で示すことは角筆という用具と関係があろう。

五、この稿を終えるに当って

以上、沙弥十戒威儀經の角筆点について、表記を中心に、その音韻との係りにも言及しつつ考察し、角筆点の特性を探ろうとした。角筆の文字そのものが、そもそも表記行為の上で特別な意味を持つであろうから、角筆点の特性も表記面に強く現れることが考えられる。角筆点の特性を探ることだけを主目的とすれば、本稿はその目的の一半を果し

たことになる。しかし、この経典の角筆点の全貌を、平安中期訓読語の中において把えるとすれば、後半に予定する、角筆点の訓法・語法・語彙について述べなければならぬ。しかし、既に所定の制限紙数に達し、後半の諸事象に触れる余裕がない。本稿が、ここで一先ず稿を終えるゆえんである。

沙弥十成威儀経角筆点の訓法・語法・語彙は、平安中期訓読語の考察上、新しい諸種の材料を提供する。その上、語彙には「ヤウヤウ(徐)」の二例を始め、代名詞に一人称「アレ(我)」「アガ(我)」や「オレ(己)」が見え、和文語とされる、「フタギ(塞)」や同種の「ケツ(消)」「衣ル(扱)」「モノガタリスル」「ハヤサオソサ(早晚)」「ナレ」
 く「シクシテ(姦濁)」、敬語の「タブ」、助動詞「ケリ」、助詞「ワラヒツツ」などが姿を見せており、この角筆点が女手を使い直音表記をするという、表記上の特性と併せて、総合的にその特質を考察する好材料となると考えられるのである。

この後半については改めて別稿を期したい。

(注)

(1) 角筆という用具は、東京国立博物館その他に伝存している。東京国立博物館蔵の角筆一具は、竹製で、長さ十九厘、直径五・五厘の丸形の竹の棒を切口が蒲鉾型になるように裁ったものであって、この棒の先端は竹へらのように削り、飾りは全く附いていない。箱の蓋書によると、清原宣条が調進したものをもとにして宮道子賢が模造し、明治五年二月に嵯川式胤が献納したとある。手沢があり、特に先端は使い古したような光沢を帯びている。附物として、長さ七厘の竹製の長ビンのようなものがある。国立博物館蔵の角筆は、柳田征司氏の注意により、美術課長小松茂美博士の好意によって実見する機を得た。他に、東京大学史料編纂所にも伝えられている由であることが最近判ったが、筆者未見である。又、書陵部蔵の写本『角筆記其長記』によると、明治天皇の侍読を勤めた高辻修長が御読書参勤の折に、「慶応三年八月八日依仰、角筆献上常ニ御使用アリ」とあり、その角筆の形状や用途について次のように記している。象牙で作り、形は箸の如く、長さ八寸、直径二分五厘、先端を尖らせ、頭部には花雷を彫りその下に長方形の孔を穿ち、これに白・黄・紫の絹捻糸を通してある。蓋し、書籍学習の時、文字を指し、「以爲三記載之便一也」という。俗にこれを「字指」と称し、或いは読軸というものである。

鎌倉時代の『長秋記』や『後深草院御記』などには、例の御読書始の儀式の用具の一つとして記され、その材質や形状の説明もある。材質は象牙又は竹製であるが調進する博士家の家柄によって定っており、飾りや組緒の色も異なっているという。

(2) 後深草院御記の、建治二年六月廿五日の条には「角筆長五寸九分。紫白糸組付之」とあり、永仁二年六月廿五日の条には「角筆長六寸」とある。角筆記には、注1に述べたように、長さ八寸とある。

(3) 拙稿『平安初期の角筆点資料』国語学七十八輯、昭和四十四年九月

(4) 田中稔氏・加藤優氏の調査で発見されたもので、田中氏から恵与された写真による。

(5) 箱蓋裏に墨書銘があり、「石山寺一切経内」として所収経名を列挙した後、(但し箱内に実存する経巻と一致しない)次のようにある。

建武二年乙亥十月八日虫弘住之

(別筆)「康安元年辛丑四月廿四日虫弘在之」

(又別筆)「明德元年庚午六月八日於普賢院虫弘了」

(6) 角筆点には、新旧二種が、特に巻首の部分にあるが、旧は主として押潰されてある。

(7) 損尾本奥云

慶長十年乙巳五月廿七日於三高雄山損尾平等心王院一書二写之一畢 友尊全空乞土

但始二紙俊正房明忍書之

同年十月廿六日慧雲与予一校了 明忍

提山本奥云

明治卅四年於三京都王生寺一結夏安居之砌以三河内国鬼住延命寺及南都薬師寺兩本一対二校招提寺本二其薬師寺本同寺基辨大徳曾抄三写我提山本一施以三訓点二耳其延命寺本係二如法山蓮華心寺旧藏一寔為三良本一仍約三此本一為二訂正一矣

明治三十四年七月十五日

唐招提律寺弘律沙門 智繁識

(8) 中田祝夫『古点本の国語学的研究』總論篇、四三八頁

(9) 築島裕『平安時代語新論』八八頁

(10) 石山寺藏の十巻にわたって乙点図が認められる。この点本については既に大坪併治博士が「石山寺本守護国界主陀羅尼經の訂

点」(國語国文二十二ノ十一、昭和二十八年十一月)に報告されているが、巻第一ノ七と巻第十との八巻に存するとされ、「ヲ」は、円筆点に似てこれよりも簡單である」とされ、乙点図であることに気づかれなかった。筆者は、この度の調査で明らかに乙点図であることを確認した。

(11) 「女手」には、(一)万葉仮名の草体の意と、(二)今日でいう平仮名の意とがある。ここでは(一)の意味である。但し、平仮名は、万葉仮名の草体化が馴致され遂には元の漢字から独立して国語音を写す独特の仮名となったとされるが、草体から平仮名に進むには、長い時間と洗練とを要したであろうから、その過渡の時期には草体と一線を画し難いものもあり、或る音節を表す仮名は漢字から全く変容したものもあれば或る音節を表す仮名は未だ草体を留めるといふこともありうる。現行の平仮名字体と全く一致するようになるのは、極端にいえば活字印刷と学校教育の開始以後となる。平仮名と連綿とは密接な関係を持つようであって、連綿体が平仮名、連綿体でないものが草体と見る区別も成立しそであるが、平安中期には、(一)の女手文献でも連綿でないものが少くない。青箱書屋本土左日記も當然胎内文書も連綿ではない。従って、連綿という点からも弁別し難い。仮名組織の中に、漢字の草体から独立した字体をどれだけ含むか、字母がどうか、書記者の目的意識がどうか等から考えるのが一つの方法であろう。

(12) 省画体とは、平安中期の仏典の調点資料に普通に用いられる仮名体系をいう。従って省画でなくても画数が少画であって、省画体と一緒に用いられる「八・三・寸」は省画体に含まれる。又、乙点図の省画体に用いられ、その特徴となっている「て・ら」や、平安中期の仏典の調点資料に共通に用いられる「し」「へ」「九」は、その字体から一応女手に入れた。

(13) 拙稿「平安中期の仮名字体と訓読法」国語と国文学昭和四十九年四月

(14) 池田亀彦「古典の批判的処置に関する研究」第三部の「土左日記諸本平仮名字体統計表」による。この表の内、活字とアラビア数字で示されたもの(青箱書屋本に誤脱があって、貫之自筆本の字形が明瞭でないもの)は除いた。

(15) 拙稿「踊子の沿革統紹」広島大学文学部紀要第二十七卷一号、昭和四十二年十二月

(16) 春日政治博士は西大寺本金光明最勝王經古点の「選」などを指摘され、石山寺藏金剛波若經集驗記古点の他に、願經四分律古点、一字頂輪王儀軌音義の例をも指摘された。(研究篇四八頁)

(17) 築島裕「奥福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点の国語学的研究、研究篇」一三六頁

(18) 注17文献の一三五・一三六頁。「若干の問題点はあるが、早期の資料では寧ろ「ウ表記」の方が優勢であって、比較的後のものに「フ表記」が優勢になって来るのである」

(19) 本文は「放ハナテレ火燒ホニ山林イタメルシム」セ、傷セニ書セ 衆生セ」とあるが、このままでは文意が通せず、「焚燒山林」の誤脱であろう。法進の

疏には「焚燒山林」とあり、この方が下句の「傷害衆生」と字数も一致する。恐らくこのみは本文校合を脱したものであって、訓読の方は、テキストとして角筆点の加点者が所持した本文と関係なく、正しい本文に基づいて行われ、それを加点者が機械的に書き入れたものであろう。さすれば、角筆点は、テキストによって考究し加点したというよりも、講義などの形で、耳から訓読を受取り、それを予め用意した（校合を経たがここのみは見落した）テキストに書き込んだものであろう。73行の「無^{コレ}れ^を察^{サテ}視^ス之」の誤点も同様の事情に出たものであろう。

(20) 例えは春日政治『西大金光明最勝王経古点の国語学的研究・研究篇』六〇頁

(21) 注9文献四二六頁

(22) 注10文献

〔附記〕石山寺藏聖教の調査に当っては、石山寺座主鷲尾隆輝院下の御厚情を賜り、又調査団長佐和隆研先生の御芳情を賜り、田中稔氏、築島裕氏はじめ団員各位、又、写真撮影は八幡扶桑氏の御世話を頂いた。沙弥十戒威儀經平安中期角筆点の発見もその御蔭になるものであって、ここに厚く御礼を申上げる次第である。

On 'Kakuhitsu' Writing of the Mid-Heian Period in
Shamijikkaiigikyō (沙弥十戒威儀經) in Ishiyama Temple

Yoshinori KOBAYASHI

'Kakuhitsu' is a chopstick-shaped writing tool of ivory or bamboo, with which priests of the Heian period made interlinear glosses of characters and symbols when reading Chinese scriptures translated in Japanese. Their marks left on paper are concave as if scratched with a nail, unlike the case of ink of various kinds. A document with 'kakuhitsu' writing was first found out ten years ago, and since then there have been discovered forty-seven pieces.

Shamijikkaiigikyō (沙弥十戒威儀經) owned by Ishiyama temple, the most important of those documents, abundantly retains the characters and symbols written with a 'kakuhitsu' in the mid-Heian period (the tenth century). The present study, which attempts to throw light upon the special qualities of 'kakuhitsu' writing, deals with the phonological, grammatical and lexical features, as well as the shapes and functions, of the characters and symbols used in this special methods of writing.

凶仰觀歷數推步盈虛
恠山崩地動風雨旱澇歲
不得知不得論說國家
車行師攻伐勝負有犯期